

令和8年6月

河内長野市議会定例会

議 案 書

河内長野市

令和 8 年 6 月河内長野市議会定例会提出議案目次

報告第 1 1 号	専決処分報告について（和解並びに損害賠償の額の決定）	1
報告第 1 2 号	令和 7 年度河内長野市一般会計継続費繰越計算書の報告について	3
報告第 1 3 号	令和 7 年度河内長野市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	5
報告第 1 4 号	令和 7 年度河内長野市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	9
議案第 3 9 号	河内長野市固定資産評価審査委員会委員の選任について	1 1
議案第 4 0 号	河内長野市監査委員の選任について	1 2
議案第 4 1 号	河内長野市印鑑登録条例の改正について	1 3
議案第 4 2 号	河内長野市滝畑地区環境整備基金条例の改正について	1 5
議案第 4 3 号	河内長野市公園条例の改正について	1 6
議案第 4 4 号	河内長野市消防団員等公務災害補償条例の改正について	1 8
議案第 4 5 号	新学校給食センター整備運営事業設計・建設業務請負変更契約の締結について	2 0
議案第 4 6 号	赤峰産業用地土地地区画整理事業等包括業務委託変更契約の締結について	2 2
議案第 4 7 号	財産処分についての議決事項の一部変更について	2 4
議案第 4 8 号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	2 9
議案第 4 9 号	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	3 1

別冊 1（令和 8 年度各会計補正予算関係）

報告第11号

専決処分報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、市長において令和8年5月25日に和解並びに損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月8日提出

河内長野市長 西野 修平

専決第5号

和解並びに損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年5月25日

河内長野市長 西野 修平

和解並びに損害賠償の額の決定について

令和2年11月6日午後3時30分頃、美加の台第1放課後児童会において、ピーナッツアレルギーを持つ入会児童に対し、放課後児童会支援員がおやつとしてピーナッツを含有するスナック菓子を誤って提供し、当該児童にアナフィラキシーショックを発症させた事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

1 和解の主旨

本件事故の責任割合について、市を100%とし、市が損害賠償金を支払い、円満に解決する。

2 損害賠償の額

金59,210円

3 和解並びに損害賠償の相手方

河内長野市美加の台一丁目在住 A

上記親権者法定代理人父 B

上記親権者法定代理人母 C

報告第12号

令和7年度河内長野市一般会計継続費繰越計算書の報告について

令和7年度河内長野市一般会計継続費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告する。

令和8年6月8日提出

河内長野市長 西野 修平

令和7年度 河内長野市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の 総 額	令和7年度継続費予算現額			支 出 済 額 及 び 支 出 見 込 額	残 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前 年 度 通次繰越額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国府支出金	地方債	その他
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	(仮称)南花台中央 公園整備事業	円 3,248,107,000	円 505,871,000	円 1,088,326,000	円 1,594,197,000	円 1,055,741,300	円 538,455,700	円 538,455,700	円 181,521,700	円 248,434,000	円 108,500,000	円 0

報告第13号

令和7年度河内長野市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
について

令和7年度河内長野市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり
調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和8年6月8日提出

河内長野市長 西野 修平

令和7年度 河内長野市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国府支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	地方税統一QRコード(eLQR)対応財務会計システム改修事業	2,310,000	2,310,000	0	0	2,000,000	0	310,000
2 総務費	1 総務管理費	食料品等物価高騰対策支援事業	155,646,000	155,646,000	0	61,947,891	0	0	93,698,109
2 総務費	1 総務管理費	自治会等防犯対策補助事業	28,154,000	28,154,000	0	11,205,434	0	0	16,948,566
2 総務費	1 総務管理費	バス無料デー実施事業	42,396,000	42,396,000	0	16,873,821	0	0	25,522,179
2 総務費	1 総務管理費	高齢者公共交通利用促進事業	38,984,000	38,984,000	0	15,515,828	0	0	23,468,172
2 総務費	1 総務管理費	モックルMaas利用促進事業	3,039,000	3,039,000	0	1,209,537	0	0	1,829,463
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民記録システム改修事業	1,688,000	1,687,400	0	1,687,000	0	0	400
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍情報システム改修事業	1,848,000	1,848,000	0	1,848,000	0	0	0
3 民生費	1 社会福祉推進費	生活困窮者等食料支援事業	400,000	400,000	0	159,202	0	0	240,798
3 民生費	2 児童福祉費	こども習い事・体験チャレンジ手当支給事業	75,827,000	75,827,000	0	30,179,528	0	0	45,647,472
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当給付事業	40,493,000	10,605,000	3,503,377	7,101,623	0	0	0

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国府支出金	地方債	その他	
3 民生費	2 児童福祉費	第2子以降保育料無償化事業	36,090,000	36,090,000	0	14,364,002	0	0	21,725,998
3 民生費	2 児童福祉費	第2子以降保育料無償化に係るシステム改修事業	10,000,000	10,000,000	0	0	0	0	10,000,000
3 民生費	2 児童福祉費	保育施設副食費支援事業	82,111,000	82,111,000	0	32,680,591	0	0	49,430,409
3 民生費	2 児童福祉費	美加の台放課後児童会整備事業	20,157,000	20,157,000	0	0	18,200,000	0	1,957,000
4 衛生費	1 保健衛生費	上水道施設安全対策出資事業	26,900,000	26,900,000	0	0	26,900,000	0	0
6 農林業費	1 農業費	ふるさと農道整備事業	18,868,000	14,403,000	0	0	12,900,000	0	1,503,000
8 土木費	2 道路橋梁費	市道小山田下里線整備事業	21,604,000	21,604,000	0	8,204,000	8,700,000	0	4,700,000
8 土木費	2 道路橋梁費	市道水落高向2号線整備事業	4,284,000	4,284,000	0	0	3,800,000	0	484,000
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁整備事業	10,000,000	10,000,000	0	5,500,000	4,500,000	0	0
8 土木費	3 河川費	河川改修事業	48,100,000	48,100,000	0	0	48,100,000	0	0
8 土木費	3 河川費	がけ地近接等危険住宅移転補助事業	6,282,000	6,282,000	0	4,711,000	0	0	1,571,000
9 消防費	1 消防費	避難所環境改善事業	45,500,000	45,500,000	0	22,750,000	0	0	22,750,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国府支出金	地方債	その他	
9	消防費	1 消防費 大阪府衛星無線（第3世代）等再整備事業	6,311,000	6,311,000	0	0	6,300,000	0	11,000
10	教育費	2 小学校費 市立千代田小学校プール裏擁壁改修事業	9,132,000	9,132,000	0	0	0	0	9,132,000
10	教育費	2 小学校費 小学校大規模改造事業（トイレ整備）	200,164,000	200,164,000	0	31,004,000	168,400,000	0	760,000
10	教育費	3 中学校費 中学校大規模改造事業（トイレ整備）	97,518,000	97,518,000	0	17,835,000	79,600,000	0	83,000
10	教育費	3 中学校費 美加の台地区施設一体型小中一貫教育推進校整備事業	914,100,000	914,100,000	0	57,060,000	846,800,000	0	10,240,000
10	教育費	5 保健体育費 学校給食支援事業	57,968,000	57,968,000	0	23,071,556	0	0	34,896,444
10	教育費	5 保健体育費 新学校給食センター整備運営事業	497,400,000	497,400,000	0	0	373,000,000	0	124,400,000
合 計			2,503,274,000	2,468,920,400	3,503,377	364,908,013	1,599,200,000	0	501,309,010

報告第14号

令和7年度河内長野市水道事業会計継続費繰越計算書の報告
について

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、別紙令和7年度河内長野市水道事業会計継続費繰越計算書をもって、その使用に関する計画についての報告を受けたので、報告する。

令和8年6月8日提出

河内長野市長 西野 修平

令和7年度河内長野市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支払義務発生額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に係る購入額
				予算計上額	前年度繰越額	計				企業債	一般会計入	当年度剰余金	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	中央監視設備更新工事	685,000,000	257,000,000	0	257,000,000	0	257,000,000	257,000,000	155,000,000	0	102,000,000	0
1 資本的支出	1 建設改良費	西之山配水場更新工事	2,760,000,000	54,000,000	0	54,000,000	0	54,000,000	54,000,000	0	26,900,000	27,100,000	0

議案第 39 号

河内長野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

河内長野市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、本市議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

河内長野市長 西野 修平

住 所

氏 名

生年月日

議案第40号

河内長野市監査委員の選任について

河内長野市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、本市議会の同意を求める。

令和8年6月8日提出

河内長野市長 西野 修平

住 所

氏 名

生年月日

議案第 4 1 号

河内長野市印鑑登録条例の改正について

河内長野市印鑑登録条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市印鑑登録条例の一部を改正する条例

河内長野市印鑑登録条例（昭和 5 0 年河内長野市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「外国人住民」の次に「(漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。)」を加える。

第 1 3 条の 2 中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（」を「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書

(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。)(これらのうち、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 2 号

河内長野市滝畑地区環境整備基金条例の改正について

河内長野市滝畑地区環境整備基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市滝畑地区環境整備基金条例の一部を改正する条例

河内長野市滝畑地区環境整備基金条例(平成 7 年河内長野市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1 4 5, 7 0 0, 0 0 0 円」を「1 4 1, 2 0 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 3 日から施行する。

議案第 4 3 号

河内長野市公園条例の改正について

河内長野市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市公園条例の一部を改正する条例

河内長野市公園条例（昭和 4 2 年河内長野市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 の見出し中「による管理」の次に「等」を加え、同条に次の 3 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公園の管理運営上必要があると認めるときは、公園の全部又は一部を管理運営することができる。

3 前項の規定により別表第 2 に掲げる有料施設（ゲートボール場を除く。）を市長が管理運営する場合において、当該有料施設を使用しようとする者は、別表第 6 に定める額を使用料として納付しなければならない。この場合において、第 2 2 条の 2 から第 2 2 条の 4 までの規定は、適用しない。

4 第 2 項の規定により市長が公園の全部又は一部を管理運営する場合に

において、この条例の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 4 号

河内長野市消防団員等公務災害補償条例の改正について

河内長野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

河内長野市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 2 年河内長野市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条中「3 1 5, 0 0 0 円」を「3 3 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の河内長野市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 1 8 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた河内長野市消防団員等

公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の河内長野市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

議案第45号

新学校給食センター整備運営事業設計・建設業務請負変更契約の締結について

新学校給食センター整備運営事業設計・建設業務請負契約について、次のとおり変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本市議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出

河内長野市長 西野 修平

1 契約目的

新学校給食センター整備運営事業設計・建設業務

2 業務内容

設計業務、建設工事一式、工事監理業務など

3 契約方法

公募型プロポーザルによる随意契約

4 契約金額

変更前 金3,971,000,000円

変更後 金4,028,464,950円

5 契約相手方

①株式会社相和技術研究所

本店所在地 東京都品川区上大崎二丁目18番1号

代表者 代表取締役 平野 尚久

②フジタ・木谷特定建設工事共同企業体

代表企業 株式会社フジタ

本店所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目25番2号

代表者 代表取締役 奥村 洋治

構成企業 株式会社木谷工務店

本店所在地 大阪府河内長野市三日市町137番地

代表者 代表取締役 田井 英幹

議案第46号

赤峰産業用地土地区画整理事業等包括業務委託変更契約の締結について

赤峰産業用地土地区画整理事業等包括業務委託契約について、次のとおり変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本市議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出

河内長野市長 西野 修平

1 契約目的

赤峰産業用地土地区画整理事業等包括業務

2 契約内容

区画整理事業等関連業務 一式

測量業務 一式

調査設計業務 一式

施行認可申請に係る業務 一式

工事関連業務 一式

その他付随する業務 一式

3 契約方法

随意契約

4 契約金額

変更前 金 1, 3 3 1, 4 4 5, 5 0 0 円

変更後 金 1, 2 5 1, 1 4 2, 2 0 0 円

5 契約の相手方

河内長野市楠町東 1 7 5 2 番地の 1

ホクシン建設株式会社

代表取締役 北原 新作

議案第47号

財産処分についての議決事項の一部変更について

令和6年12月河内長野市議会定例会において議決を得た議案第79号「財産処分について」の議決事項の一部を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本市議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出

河内長野市長 西野 修平

1 処分する土地

河内長野市赤峰産業用地土地区画整理事業施行地区区域（河内長野市小山田町379番1、379番3、379番6、379番8、379番9、381番5、381番7、381番8、381番10及び381番11並びに河内長野市上原町811番2、811番5、811番6、811番7、812番2、812番3、812番4、812番5、812番6、812番7、813番1、813番2、813番3及び923番29）の一部

2 地目

宅地ほか

3 地積

変更前

① 12,031.78平方メートル

② 2,677.98平方メートル

③ 3,203.03平方メートル

④ 14,575.76平方メートル

⑤ 3,201.67平方メートル

全区画合計：35,690.22平方メートル

変更後

① 12,031.72平方メートル

② 2,677.19平方メートル

③ 3,202.39平方メートル

④ 14,576.29平方メートル

⑤ 3,201.59平方メートル

全区画合計：35,689.18平方メートル

4 予定価格

変更前

① 902,383,500円

② 178,085,670円

③ 213,001,495円

④ 1,071,318,360円

⑤ 174,491,015円

全区画合計：2,539,280,040円

変更後

① 903, 281, 000円

(内訳) 土地売却価格：902, 379, 000円

水道事業分担金相当額：902, 000円

② 178, 165, 135円

(内訳) 土地売却価格：178, 033, 135円

水道事業分担金相当額：132, 000円

③ 213, 090, 935円

(内訳) 土地売却価格：212, 958, 935円

水道事業分担金相当額：132, 000円

④ 1, 072, 259, 315円

(内訳) 土地売却価格：1, 071, 357, 315円

水道事業分担金相当額：902, 000円

⑤ 175, 388, 655円

(内訳) 土地売却価格：174, 486, 655円

水道事業分担金相当額：902, 000円

全区画合計：2, 542, 185, 040円

(内訳) 土地売却価格：2, 539, 215, 040円

水道事業分担金相当額：2, 970, 000円

5 処分の相手方

① 河内長野市寿町6番25号

ＴＯＮＥ株式会社 代表取締役 矢野 大司郎

② 富田林市川面町二丁目2-39

株式会社日越工業 代表取締役 白石 洋文

③河内長野市上原西町6番1号

株式会社瑞穂工作所 代表取締役 荒木 伸規

④河内長野市楠町東1615番地

モリ工業株式会社 代表取締役 森 宏明

⑤河内長野市本町11番16号

カネ増製菓株式会社 代表取締役 中谷 陽一

6 用途指定

工場等の産業用地

7 特約事項

変更前

土地の引渡しがあった日から10年間、(仮称)赤峰産業用地立地企業エントリー募集要領及び(仮称)赤峰産業用地応募申込書に基づいた用途に従って自らが使用すること並びに所有権移転の禁止を契約義務とし、義務を履行しない場合は違約金を徴するとともに、民法第580条に定める上限までの期間、買い戻すことができる買戻し特約を付す。

変更後

土地の引渡しがあった日から10年間、(仮称)赤峰産業用地立地企業エントリー募集要領及び(仮称)赤峰産業用地応募申込書に基づいた用途に従って自らが使用すること並びに所有権移転の禁止を契約義務とし、義務を履行しない場合は違約金を徴するとともに、民法第580条に定める上限までの期間、買い戻すことができる買戻し特約を付すほか、買受人は、河内長野市水道事業分担金徴収条例(昭和45

年河内長野市条例第28号)に基づく水道事業分担金に相当する額を
本市に対し支払うものとする。

議案第 48 号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に泉大津市、箕面市及び門真市に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について、関係市町村と協議するため、同法第 290 条の規定により本市議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

河内長野市長 西野 修平

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約（案）

大阪広域水道企業団規約（平成 22 年 1 月 2 日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 3 条関係）

岸和田市、泉大津市、八尾市、富田林市、箕面市、柏原市、門真市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

附 則

この規約は、令和9年4月1日から施行する。

議案第49号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法第291条の3第1項及び第3項の規定により、大阪府後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて関係市町村と協議するため、同法第291条の11の規定により本市議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出

河内長野市長 西野 修平

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約（案）

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日大阪府指令市第3205号）の一部を次のように変更する。

第17条第1項第4号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この規約は、令和8年10月1日から施行する。